

山鹿市避難行動支援システム更新業務委託に係る公募型プロポーザルの
実施について

山鹿市避難行動支援システム更新業務委託に係る公募型プロポーザルに参加する者を次のとおり募集します。

令和8年8月18日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市避難行動支援システム更新業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 委託名 山鹿市避難行動支援システム更新業務委託
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約の日から令和9年3月31日まで

2 業務に要する費用（見積限度額）

委託料の上限額の総額（見積限度額）は、6,391,000円（うち消費税及び地方消費税に相当する額581,000円）です。参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合は、失格とします。

なお、令和9年度以降の維持管理運用（令和9年度から令和13年度まで）に係る費用及び標準化対応に係る費用は、見積限度額に含みません。

3 参加資格

このプロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

- (1) 山鹿市に、物品購入・役務・賃貸借契約の一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書を提出し、資格者名簿に登録されていること。
- (2) 山鹿市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年山鹿市告示第122号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 過去3年間に同種又は類似のコンピュータシステムに係る導入又は更新業務を完遂した実績があること。

4 参加意思表明書の提出

このプロポーザルへの参加を希望する者は、あらかじめ参加意思表明書を提出してください。

- (1) 提出期限 令和8年8月28日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 参加意思表明書（様式1）に次の書類を添付の上提出すること。
 - ア 提案者の事業概要等がわかるもの
 - イ 定款、寄附行為又はこれに類するものの写し
 - ウ 登記簿の謄本（現在事項全部証明書）（法人の場合に限る。）
 - エ 誓約書及び照会承諾書（様式2）
- (3) 参加の辞退 参加意思表明書を提出したのち、やむを得ず参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（任意様式）を提出してください。

5 質問の受付

参加意思表明書を提出した者は、市がこれを受理した後、このプロポーザルの内容等に関する質問を次により行うことができます。

- (1) 受付期限 令和8年9月4日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 質問書（様式3）により提出すること。

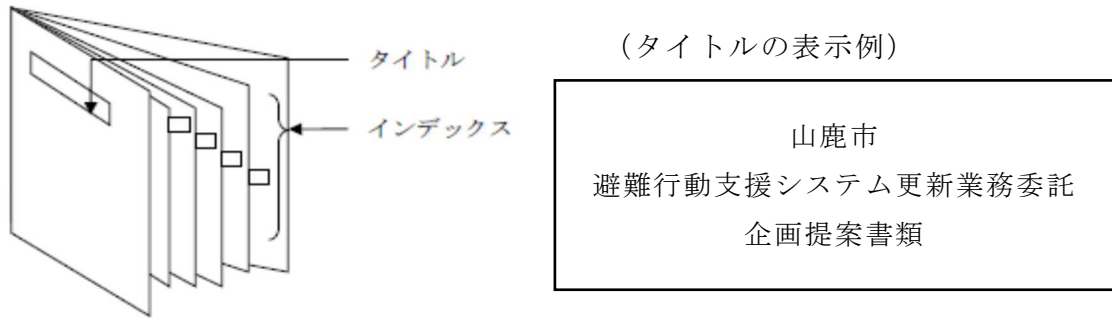
6 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
 - ア 業務実施体制調書及び企画提案書提出届（様式4） 原本1部
 - イ 業務実施体制の各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本10部
 - (ア) 会社概要（様式5）
 - (イ) 業務実績調書（様式6）
 - (ウ) 従事者の経歴及び実績等調書（様式7）
 - (エ) 再委託調書（様式8） ※再委託する場合のみ
 - (オ) 財務関係書類（直近の年度分の貸借対照表及び損益計算書）（任意様式）
 - (カ) 企画提案書（任意様式） ※システム機能要件一覧表（別紙2）に対応の可否等を記入して添付すること。
 - (キ) 参考見積書（様式9）及び見積内訳書（各年度分）

(2) 作成要領

企画提案書等は、全てA4版で作成し、1部ごとにファイルにまとめ、タイトル及び書類名のインデックスを付してください。

(1)イ(イ)(ウ)には3(6)に関する事項を記載し、(カ)は企画提案書作成要項(別紙3)に、(キ)は見積書作成要項(別紙4)にそれぞれ従って作成してください。



(3) 提出期限等

ア 提出期限 令和8年9月18日(金)午後5時まで(必着)

イ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

7 審査方法

このプロポーザルの審査は、次のとおりとします。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制調書及び企画提案書を審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合(1者である場合を含む。)は、第1次審査を省略し、第2次審査において書類審査及びプレゼンテーションによる審査を実施することがあります。

(2) 第2次審査(プレゼンテーションを含む最終審査)

第1次審査により選考された者(1者である場合を含む。)に対し企画提案についてのプレゼンテーションを実施し、審査基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーションの内容を加味して採点し、最も優れている提案者を特定します。

なお、第2次審査が1者である場合は、配点合計の6割以上の得点を獲得した場合に限り、受託候補者として特定します。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

審査結果を書面で通知します。なお、選考された者のみ、第2次審査の詳細について通知します。

イ 第2次審査

審査結果を書面で通知します。

8 審査基準及び配点

このプロポーザルは、次の審査基準に基づき審査します。

- (1) 業務実績・人員配置 15点
- (2) 実施体制 40点
- (3) システム性能 220点（うち機能要件200点）
- (4) 費用 25点

9 日程（一部再掲）

- (1) 参加意思表明書受付期限 令和8年 8月28日（金）午後5時まで
- (2) 質問受付期限 9月 4日（金）午後5時まで
- (3) 企画提案書等提出期限 9月18日（金）午後5時まで
- (4) 第1次審査 9月25日（金）（予定）
- (5) 第2次審査 9月29日（火）（予定）
- (6) 結果通知 10月 1日（木）（予定）
- (7) 契約締結 10月 5日（月）（予定）
- (8) 業務完了 令和9年 3月31日（水）

10 失格事項

このプロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示した要件に適合しない場合
- (3) 企画提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行った場合
- (4) プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得た場合
- (6) 参考見積書のコピーが、見積限度額を超過した場合

11 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとします。その際、特定された者は改めて見積書を提出するものとします。

12 その他留意事項

- (1) 参加意思表明及び企画提案書等提出の状況は、公募型プロポーザルの趣旨に鑑み公表しません。
- (2) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めません。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。

- (4) 提出書類は返却しません。また、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (6) 業務実施体制の各種調書に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、山鹿市と協議の上決定するものとします。
- (7) 山鹿市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、その特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とします。

1 3 担当部署（提出・問合せ先）

〒861-0592 山鹿市山鹿987番地3

山鹿市福祉部福祉課福祉総務係 担当 本田（ほんだ）

TEL 0968-43-1167 FAX 0968-43-1170

E-MAIL fukushi@city.yamaga.kumamoto.jp